

大東市庁内ネットワーク運用管理補助業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和7年7月

大東市政策推進部

デジタル推進課

1 適用範囲

本実施要領は、個人番号利用事務系システムのガバメントクラウド移行に伴い、LGWAN・LGCS等を活用することで益々複雑化する本市庁内ネットワークの安定運用を実現し、設定変更時やシステム障害発生時に迅速かつ適切な対応が可能となる環境整備を目的とする。これに伴い、各システム事業者へ委託された保守運用状況を踏まえ、本市職員による全体把握を補完し、ネットワーク環境の現状調査および包括的管理資料の作成、さらに具体的な技術的助言やヘルプデスク機能を提供する運用支援業務を委託する事業者を選定するための手続を定めたものである。本業務は、インフラおよびクラウド領域の両スキルに加え、自ら能動的かつ計画的に業務を遂行できる能力も要求されるため、単なる価格競争ではなく、技術評価を含む公募型プロポーザル方式により、最適な事業者を契約候補者として選定する。

2 委託業務の概要

①委託業務名

大東市庁内ネットワーク運用管理補助業務

②委託業務の範囲

別冊「大東市庁内ネットワーク運用管理補助業務委託仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり。

③委託期間

契約締結日 ～ 令和8年3月31日

④委託金額の上限

6,545,000円（消費税及び地方消費税込み）

⑤事業者選定方式

公募型プロポーザル方式

⑥業務時間

原則、本市の開庁日（土曜日曜日、国民の祝日、12月29日から翌年の1月3日以外）9:00～17:30とする。但し、上記時間外であっても、システム更新を行う等で、立会（待機）が必要になった場合は、本市との協議に応じること。尚、今年度予定している、各（個人番号利用事務系）基幹系システム

の標準準拠システム移行作業日、システム稼働初日の立会（待機）は必須とする。詳細な日程、条件は「仕様書」のとおりとする。

3 参加資格

本業務の参加資格を有する者は、次の全ての要件を満たしているものとする。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - ②会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - ③会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
 - ④国税及び地方税を滞納していないこと。
 - ⑤本要領の公告日から本プロポーザルの選定結果が発表される期間において、大東市建設工事等における入札参加停止に関する要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
 - ⑥大東市暴力団排除条例第 7 条各号に該当されていないこと。
 - ⑦ネットワークエンジニアとして、インフラ領域、クラウド領域の両スキルを持ち、専門知識を持たない本市職員に対しても理解しやすい方法で、技術的助言や説明等の対応が可能なこと。保有スキルの基準としては、ネットワークスペシャリスト、応用情報処理技術者、AWS 認定ソリューションアーキテクト（プロフェッショナル）等の資格取得者、または同程度以上の専門的な知識および技術を有するものとする。
- また、自ら能動的かつ計画的に業務を遂行遂行できる能力を有すること。

4 失格事由

参加者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とする。

- ①審査を行う委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- ②他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ③契約候補者選定終了までの間に、他の参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- ④応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

5 実施スケジュール

本業務委託の契約締結までのスケジュールは、次を予定している。

内容	日程
募集要項の公開	令和7年7月4日（金）ホームページに掲載
質問受付期限	令和7年7月15日（火）17時
質問に対する回答	令和7年7月18日（金）
提案書類提出期限	令和7年8月4日（月）17時（必着）
審査結果通知	令和7年8月中旬 予定
契約締結	令和7年8月下旬 予定

6 参加方法

令和7年7月4日（金）から本市ホームページにて公告する本件プロポーザルに関する事項を確認し、提出期限までに必要資料を提出する。詳細は後述する。

7 質問の受付および回答

質問がある場合は、以下の手順によること。

①質問の受付方法

質問は、[大東市電子申請システム] 上の [大東市市内ネットワーク運用管理補助業務公募型プロポーザルの質問フォーム] より受け付ける。

※上記以外の方法による質問は受け付けない。

※ [大東市電子申請システム] へのアクセス及び、ユーザ登録については、
別紙：[大東市電子申請システム] の利用方法を確認のこと

②質問の提出期限

令和7年7月15日（火）17時

③質問に対する回答

受け付けた質問に対する回答を取りまとめたうえ、令和7年7月18日（金）までに、質問のあった事業者全員に [大東市電子申請システム] 上で提供する。なお、質問がない事業者において、質問及び回答内容の提供のみ求める場合は、①と同様、[大東市電子申請システム] 上の [大東市市内ネットワーク運用管理補助業務公募型プロポーザルの質問フォーム] より、その旨を申請すること。

④注意事項

- ・受付締め切り直前は、サーバーが混み合うことなどにより受付に時間がかかる恐れがあるため、余裕をもって早めに手続きを行うこと。締切日を過ぎた申請は、一切受付できないため注意すること。
- ・受付期間中は、24 時間いつでも提出ができるが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断、又は制限を行うことがある。

8 プロポーザルの実施に関する事項

本件プロポーザルは書類による審査とする。参加事業者は以下の要領により書類を提出すること。

(1) 提案書類の提出について

①提出する提案書類

- ・参加表明書兼誓約書【様式1】
- ・事業者概要及び業務実績【様式2】
- ・業務実施体制調書【様式3】
- ・企画提案書

鑑は【様式4】を使用すること。鑑以外は自由様式とする
【様式4】に記載の「企画提案書記載要領」を遵守すること。

- ・提案価格および内訳書【様式5】

②提出方法

提出は、[大東市電子申請システム]上の[大東市庁内ネットワーク運用管理補助業務公募型プロポーザルの提出フォーム]より行うこと。提出するファイルは全てPDF形式とする。

なお、参加申込書兼誓約書【様式1】については、上記システムでの提出に加え、押印した原本を、下記の提出期限までに下記「12 担当部署」へ別途郵送又は持参により提出すること。郵送の場合、封筒の表に朱書きで「参加申込書兼誓約書在中」と記載し、書留もしくはレターパックなど送付の状況を確認できるものを利用すること。

③注意事項

- ・提出方法は、②の方法のみとする。
- ・提出締め切り直前は、サーバーが混み合うことなどにより提出に時間がかか

る恐れがあるため、余裕をもって早めに提出手続きを行うこと。締切日を過ぎた申請は、一切受付できないため注意すること。

- ・受付期間中は、24 時間いつでも提出ができるが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断、又は制限を行うことがある。

⑤提出期限

令和 7 年 8 月 4 日（月）17 時（必着）

⑥提案書類の無効

提案書類が次に掲げる場合に該当するときは、該当提案者を失格とし、電子メール及び書面によりその旨を通知する。

- ・上記「3 参加資格」に掲げる資格のない者が提出した場合。
- ・提出方法及び提出期限に適合しない場合。
- ・提案価格が委託金額の上限を超えている場合。
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合。

⑦審査及び結果通知

提案書類の採点による審査を行い、企画提案書の提出があった事業者に審査結果の通知を令和 7 年 8 月中旬に [大東市電子申請システム] にて送付する。

- ・結果通知には、通知対象者の総合得点、及び選定した優先交渉者の総合得点について記載する。
- ・選定結果に関する異議申立は認めない。
- ・優先交渉者の名称および所在地について、本市ホームページにて公表する。

9 優先交渉者の選定

(1) 選定方法

本市職員により構成する審査会にて、参加者の提案書類について評価し、総合点数が最も高い者を優先交渉者とする。但し、総合得点が満点の 50% 未満の場合、最も点数が高い者であっても交渉及び契約を行わない可能性があることに留意すること。また、参加事業者が 1 者の場合でも、同様の方法で採点する。

(2) 全体配点

上記評価するにあたっての全体配点と配点割合は、次のとおりとする。

評価対象			配点	合計配点
項目	関係資料	内容		
(1) 費用面	様式 5：見積書	積算の根拠が明示され、妥当な金額となっているか	5	5
(2) 企画提案力	様式 4：企画提案書等	本業務に対する考え方取組みの方針が具体的に示され、且つ本市の意図、目的に沿った提案となっているか	35	35
(3) 業務遂行能力	様式 2：事業者概要 様式 3：業務実施体制調書 様式 4：企画提案書等	業務を円滑に遂行するにあたり、適切な実施体制が確保されているか	10	50
		業務従事者が、一定水準以上の知識及び、同種業務の実績を有するか	20	
		障害・トラブル発生等緊急時の対応方法が具体的に示されているか	20	
(4) 自由提案	様式 4：企画提案書等	本業務を遂行するにあたり独自の有意義な提案がなされているか	10	10
合計			100	

補足：

1) (1) 費用面 の採点方法について

下記の計算式によって算出した点数とする。

$$(1 - (\text{見積額} / \text{委託上限額})) \times \text{配点 (5点)} = \text{得点}$$

※「見積額 / 委託上限額」は、小数点第 3 位以下切捨

2) 総合得点が同点だった場合

審査会において順位を決定する。

10 契約の手続き

選定された優先交渉権者と業務内容の確認を行い、協議が整った段階で契約を行う。契約締結にあたっては、規則及びその他関係法令の定めるところによる。

なお、選定された優先交渉権者が契約の締結までに参加資格要件を満たさなくなったり、またはその他情報セキュリティが確保できていないなどの理由により優先交渉権者との契約が締結できない場合は、次点者を優先交渉権者と

する。

1 1 その他留意事項

- ①本プロポーザルの応募に関し必要な費用は、全て応募者の負担とする。
- ②提出された書類の返却は行わない。
- ③書類提出後の加除修正は原則として認めない。
- ④提出された書類は、公文書として取り扱い、情報公開請求があった場合は、情報公開条例に基づき公開する。
- ⑤提出された書類は、受注者選定の用途のみに使用し、受注者選定後は本市文書取扱規程に従って適正に管理する。
- ⑥採択された企画提案書の著作権は、本市に帰属するものとする。
- ⑦本件提案に関連し知り得た本市行政情報について、本市の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。

1 1 担当部署

大東市 政策推進部 デジタル推進課（担当：中川亮太、中川亜季子、躰井慈啓）

〒574-8555 大東市谷川一丁目1番1号

電話：072-800-6178

メールアドレス：joho@city.daito.lg.jp

以上

別紙：〔大東市電子申請システム〕の利用方法

ホーム画面

[URL] <https://lgpos.task-asp.net/cu/272183/ea/residents/portal/home>

① ユーザ登録

大東市電子申請システムの利用には、ユーザ登録が必要です。

登録方法は、

<https://www.city.daito.lg.jp/soshiki/59/39467.html>

をご参照ください。

(注意事項)

※「事業者として登録する」から登録してください。

※「@city.daito.lg.jp」からのメールが受信できるように設定してください。

② 各申請フォーム

- ・大東市市内ネットワーク運用管理補助業務公募型プロポーザルの質問フォーム

[URL]

<https://lgpos.task-asp.net/cu/272183/ea/residents/procedures/apply/b989d8bf-75b0-4a42-8d75-8b49933bb9de/start>

- ・大東市市内ネットワーク運用管理補助業務公募型プロポーザルの提出フォーム

[URL]

<https://lgpos.task-asp.net/cu/272183/ea/residents/procedures/apply/1cdd1cce-5238-42bb-aad8-814b18788feb/start>